

令和 5 年 8 月 30 日

関 係 各 位

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編等について（情報提供）

今般、厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 263 号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 107 号）が本日公布されました。これにより、令和 5 年 9 月 1 日に、健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編が行われることとなります。

今般の組織再編のうち、食品基準審査課及び食品監視安全課等に係る改正の概要等は下記及び添付資料のとおりですので、情報提供いたします。

記

- 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課を廃止するとともに、健康・生活衛生局に、医薬・生活衛生局食品基準審査課、食品監視安全課を振替設置する。
- これまで医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課が所管していた事務のうち、
 - ・「製菓衛生師」に関する事務を健康・生活衛生局総務課へ
 - ・「健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整」に関する事務を健康・生活衛生局食品基準審査課へ
 - ・「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」に関する事務を健康・生活衛生局食品監視安全課へそれぞれ移管する。

以 上